

令和5年8月9日

公募型比較見積に参加の皆さまへ

健康局長
(総務部経理課)

公募型比較見積の参加申込書類の郵送等による受付について

当局で発注する公募型比較見積における参加申込書類の提出方法について、次のとおり取り扱います。

記

(1) 公募型比較見積の郵送受付について

申込書類の提出については、従来の公募型比較見積投函箱に直接投函する方法のほか、郵送等による提出も可能とします。

封筒に「物品供給見積書在中」「事業請負見積書在中」「事業請負申込書在中」と朱書きの上、各案件の公告文記載の申込書類を「(4) 提出先」まで送付して下さい。参加資格審査資料の提出も郵送等による提出を希望する場合は、審査資料も同封のうえ、「(4) 提出先」まで送付して下さい。注) 審査資料は案件によりメールで受け付けることができる案件がありますので、各案件の「公募型比較見積の執行について」をご確認の上、提出方法をご検討ください。

(2) 送付時の注意点について

郵送等による公募型比較見積の参加申込については、公告文記載の申込期間中に到着するものに限り有効です。なお、到着遅延を防止するため、できるだけ申込書類は最終日前日までに到着するようお願いいたします。

※いかなる理由であれ、申込書類が公告文記載の申込期間までに「(4) 提出先」に到着しなかった場合、健康局公募型比較見積実施要綱 第8条(2)「所定の日時までに所定の場所に提出されない見積り」として無効となります。あらかじめご了承頂くとともに、郵送等(市役所到達後も庁内交換所等を経由するため、必ず到着日中に(4) 提出先に届くとは限りません。)にかかる期間を十分に確保した上で、見積書の送付をお願いします。

(3) 該当案件

令和5年8月9日(水)以降、健康局において発注(公告)する公募型比較見積案件

(4) 提出先

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所2階

大阪市健康局総務部経理課

電話番号 06-6208-7934

- (5) 本通知をもって、令和3年5月6日付「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴う公募型比較見積の参加申込書類の郵送等による受付について」の取扱いを廃止する。